

第 1 号 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

政策会議案件書（ 審 議 案 件 ）

令 和 7 年 2 月 5 日 提 出

案 件 担 当 等 部 課	経 済 部 海 業 水 産 課
案 件 名 称	三 浦 市 漁 港 管 理 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 基 本 方 針 に つ い て
部 門 経 営 等 会 議 審 議 し た 日	—
資 料 の 有 無	☒ 有 ☐ 無
審 議 依 頼 事 項 三 浦 市 漁 港 管 理 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 の 基 本 方 針 を 別 紙 の と お り 決 定 す る こ と に つ い て	
現 状 と 課 題 三 浦 市 漁 港 管 理 条 例 及 び 三 浦 市 海 岸 保 全 区 域 に 係 る 占 用 料 等 に 関 す る 条 例 に 規 定 す る 占 用 料 等 の 額 に つ い て は 、 神 奈 川 県 漁 港 管 理 条 例 及 び 神 奈 川 県 海 岸 占 用 料 等 徴 収 条 例 に 準 拠 し て 額 の 設 定 を 行 っ て い る が 、 こ れ ま で 改 定 を 見 送 っ て き た た め 額 の 乖 離 が 大 き く な っ て い る 。 こ の た め 、 近 傍 類 地 と の 均 衡 を 図 る と と も に 適 正 な 額 の 徴 収 を 行 う た め 、 占 用 料 の 額 等 に つ き 以 下 の 見 直 し が 必 要 で あ る 。 1 占 用 料 の 額 の 見 直 し 県 条 例 に 準 拠 し 額 の 設 定 を 行 っ て い る と こ ろ で あ る が 、 一 部 の 項 目 に つ い て は 県 条 例 に 規 定 す る 占 用 料 の 額 と の 乖 離 が 大 き く な っ て い る た め 、 占 用 料 の 額 の 改 定 を 行 う 。 2 占 用 物 件 の 項 目 の 見 直 し 長 期 に わ た っ て 占 用 の 実 績 が な く 、 近 傍 類 地 に お い て も 同 様 の 規 定 が な い 占 用 物 件 の 項 目 に つ い て 削 除 を 行 う 。	
案 件 担 当 部 課 等 の 見 解 別 紙 、 基 本 方 針 の と お り 三 浦 市 漁 港 管 理 条 例 及 び 三 浦 市 海 岸 保 全 区 域 に 係 る 占 用 料 等 に 関 す る 条 例 を 改 正 し た い 。 審 議 決 定 後 は 、 令 和 7 第 1 回 三 浦 市 議 会 定 例 会 に 議 案 と し て 提 出 す る こ と と し た い 。	
総 合 計 画 及 び 予 算 と の 関 係 総 合 計 画 大 綱 3 住 み 心 地 の 良 い 都 市 を め ざ し て 目 標 1 若 者 の 就 業 の 場 を 生 み 出 す 産 業 づ く り 施 策 1 三 浦 な ら で は の 水 産 業 の 振 興	
備 考 説 明 員 稲 田 海 業 水 産 課 長 見 原 海 業 水 産 課 G L	